

# 多様な文化的背景をもつ子どもの保育における園と家庭とのパートナーシップ構築の課題と可能性

林 悠子

神戸松蔭女子学院大学教育学部

## Challenges and Possibilities of Building Partnerships between Preschools and Families in the Care of Children with Diverse Cultural Backgrounds.

HAYASHI Yuko

Faculty of Education, Kobe Shoin Women's University

### Abstract

本稿の目的は、保育の質の向上において保育者と家庭のパートナーシップの関係性が必要であるとされる中、多様な文化的背景をもつ子どもの家庭との関係性における課題と可能性について検討することである。先行研究、保育者を対象とした調査データおよび厚生労働省調査報告の内容を検討した。多様な文化的背景をもつ子どもの保護者と保育者のパートナーシップの関係性構築に必要なことは、①支援の対象としての保護者観を超えた保育実践のための協力者としての保護者観と保護者から学ぶ姿勢と実践への展開、②保育者が、教育的な観点からの家庭との関係構築の必要性を理解することである。これらの実現には、前提となるコミュニケーション上の課題解決のための公的支援の整備や社会資源の連携と、多文化保育について保育者が学ぶ機会の保障が必要である。

The purpose of this paper is to examine the challenges and possibilities in the relationship with families of children with diverse cultural backgrounds, given the need for a partnership relationship between caregivers and families in improving the quality of childcare. Previous studies, survey data from child care providers, and a Ministry of Health, Labor and Welfare survey report were reviewed. What is needed to build partnership relationships between caregivers and parents of children with diverse cultural backgrounds is (1) a view of parents as collaborators for childcare practice that goes beyond a view of parents as objects of support, and an attitude of learning from parents and developing this into practice, and (2) an understanding by caregivers of the need to build relationships with families from an educational perspective. (iii) The realization of the above two

points. In order to realize these goals, it is necessary to develop public support for solving the communication problems that are the prerequisites and to coordinate social resources, as well as to guarantee opportunities for childcare providers to learn about multicultural childcare.

キーワード：多文化保育、保護者、連携

Key Words: multicultural early childhood care and education, parents, relationship

## 1 問題と目的

本節では、保育における家庭との連携の必要性および連携のための課題を確認したうえで、多様な文化的背景をもつ子どもの保育における家庭との連携に向けた取組を概観する。

### (1) 保育の質向上のための保育者と家庭との連携の必要性

本稿の目的は、保育の質の向上において保育者と家庭のパートナーシップの関係性が必要であるとされる中、日本において増加している多様な文化的背景をもつ子どもの家庭との関係性における課題と可能性について検討することである。

子どもの育ちをめぐる保育者と家庭が連携することの必要性は、保育所保育指針に明記されている。以下に該当箇所を引用しながら確認する。

保育所保育指針では、「第4章子育て支援」前文に「子どもの育ちを家庭と連携して支援していく」ことが示されており、その解説には、「保護者と連携して子どもの育ちを支える視点もって、子どもの育ちの姿とその意味を保護者に丁寧に伝え、子どもの育ちを保護者と共に喜び合うことを重視する」とある。第1節「保育所における子育て支援に関する基本的事項」(1)アでは、「…(略)…各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること」とあり、その解説において、「保護者とのコミュニケーションの実際」として、「日常の送迎時における対話や連絡帳、電話又は面談など、様々な機会をとらえて行うことができる」と保護者とのコミュニケーションの方法の具体例が示されている。第2節「保育所を利用している保護者に対する子育て支援」では、(1)「保護者との相互理解」において、ア「日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること」とある。ここでも、保護者との相互理解を深めるために、保護者の状況把握、思いの受け止め、保育の意図の説明、疑問や要望に対する対話を通しての誠実な対応、子どもに関する情報の細やかな交換、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを伝えあうことなどが必要とされている。そのために、連絡帳、保護者へのおたより、送迎時の対話、保育参観や保育への参加、親子遠足や運動会などの行事、入園前の見学、個人面談、家庭訪問、保護者会などが挙げられている。また、イ「保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与することから、これを促すこと」とあり、ここでは、保育参加により保護者が子育ての実践力向上のために重要であることと、実施上の配慮が必要であることが解説されている。以上引用したように、保育者と家庭が連携するこ

とが、園と家庭での連続した生活を送る子どもの育ちにおいて重要であり、保育者には具体的な手段を通じて家庭との相互理解を深め、連携を図る実践が求められている。

## (2) 保育者と家庭の連携におけるパートナーシップの関係性

保育の質向上への提言を行なっている OECD は、保育所保育指針で示されている保護者との連携より、さらに前進した関係性を提示している。家庭を子どもの育ちを促すための「戦略的パートナー」として捉え、パートナーシップを築き、保育者と保護者が子どもの育ちへの共通目標を持って取り組むためには保育への家庭の積極的関与が必要であるとしている (OECD, 2019)。保育所保育指針に示されている子育て支援の対象としての保護者観から、子どもの育ちを共に支えるパートナーとしての対等な保護者観へと新たになることにより、「連携」のもつ意味との方策も積極的な変化がもたらされるだろう。しかしながら、連携の実情からは、「保育士が保護者の状況に応じた関係づくりをするという色彩が強」く (寺見, 2022)、子どもの育ちの共通目標に向かって「連帯意識をもって巻き込み合う関係」に自覚的になることが求められている (寺見, 2022)。島津 (2014) の指摘にあるように、これまでの子育て支援施策では、『支援者 (保育者)』と『被支援者 (保護者)』という枠組みの中で、『被支援者』が何を獲得し、それにより意識や行動がどのように変容したかということに主眼が置かれてきた。保護者支援が保育士の困難感として表れていることを指摘した勝浦・上田 (2021) は、現実には保育者が多様な形での家庭との連携を行なっているものの、その「連携や協働がまだ十全には機能していないのではないか」という指摘、「保護者を支援される人、『苦情』を言う人とする枠組みを打破」していく必要性を指摘している (勝浦・上田, 2022)。パートナーシップの関係性を目指すためにも、保育者と保護者の相互理解を深めるための日常的なコミュニケーションはすべての基盤となるものである。その基盤をもとに、支援する一されるの関係性を超えた子どもの育ちの共通目標を持てるようなコミュニケーションが求められることになる。先に引用した保育所保育指針解説にある、「保育士等と保護者の間で子どもに関する情報の交換を細やかに行うこと」も、単なる情報共有ではなく、そこから子どもの育ちの共通目標を生み出されるためのものでなければならない。

## (3) 多様な文化的背景をもつ子どもの保育における家庭との連携のための取組

日本の在留外国人人口は増加を続けており、今後のさらなる多文化化が見込まれている。定住化が進行するにつれ、保育を利用する多様な文化的背景をもつ子どもも増加している。厚生労働省 (2019) および石井他 (2020) による多文化保育の全国実態調査では、回答のあった保育施設のうち約 7 割の施設において、多様な文化的背景をもつ子どもの受け入れ経験があることが明らかにされている。石井他 (2020) では、保育者は多様な文化的背景をもつ子どもの保育において「困り感」を抱えており、家庭との連携における「困り感」は大きな位置を占めていることが報告されており、その解決が急務となっている。

保育の場における多様な文化的背景をもつ子どもと家庭に対し、国は配慮の必要性を明示している。保育所保育指針には、「外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合は、

状況に応じて個別の支援を行うよう努めること」(第4章子育て支援2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援(2) 保護者の状況に配慮した個別の支援ウ)と明記されており、幼稚園教育要領では「海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を発揮できるように配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする」(幼稚園教育要領第1章第5節特別な配慮を必要とする幼児への指導2 海外から帰国した幼児等の幼稚園生活への適応)とある。このように、多様な文化的背景をもつ子どもと保護者の個々の実態に留意しながら保育を行うことが求められている。これらの指針にもとづいた具体的な実践に向け、国、自治体、研究者らがそれぞれ取組を行なっている。

#### ①国・自治体等の取組

多様な文化的背景をもつ子どもの増加を受け、文部科学省からは、「外国人児童生徒受入れの手引き 改訂版」(2019)、「外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告～日本人と外国人が共に生きる社会に向けたアクション～」(2019)が発表された。それに続き、幼稚園における配慮事項として「外国人幼児等の受入れにおける配慮について」(2020)が発行されている。そこでは、受け入れ時の配慮、子どもへの関わりにおける配慮、家庭との連携における配慮、関連機関との連携における配慮についての助言がなされている。家庭との連携における配慮では、保護者への対応の留意事項として、事前に母国の事情を認識すること、保護者の困っていること、子どもが戸惑っていないかなどについて話すための関わりあいに努め、保護者自身が幼稚園生活を楽しめる配慮が求められている。また、保護者同士のつながりの機会を設けること、受け入れ時に園間での協力や自治体の資料を参照すること、国においても個別化が必要であることなどが記されている。保護者への連絡における配慮事項は、通訳、資料の多言語化、翻訳機、視覚資料の活用、わかりやすい日本語の使用などが挙げられている。家庭からの連絡の際には、定型的な連絡の多言語化、緊急時連絡方法の確認、自治体サイトの資料参照などの助言がある(文部科学省、2020)。

保護者の支援に関する書籍や自治体の情報提供も見られている。例えば、保護者支援の理念と具体的な実践例を学ぶことのできる保育者向けの書籍(咲間、2020)や、保育施設での生活や保護者とのコミュニケーションでよく使われる言葉・表現を言語別にまとめた書籍(日本保育協会・咲間、2022)等、保育現場での活用を想定した書籍等、意思疎通の助けとなる情報提供も進みつつある。

#### ②研究における取組

OECDでは、保育の質の向上によりもたらされる恩恵のひとつとして「より公平な成果と貧困の軽減」があることが指摘されている。子どもの育ちを共に支えるためのパートナーとして保育への家庭の積極的関与を促すために、家庭の教育的関わり改善への努力がその方策の一つであるとしている(OECD, 2012=2019)。林(2020)では、社会経済的不利な立場にあることが多い多様な文化的背景をもつ子どもの保育において、教育的観点からの家庭との連携が実現することは、子どもの権利保障の観点から不可欠であること、保育者はそのためのキーパーソンであることを指摘した。保育学だけでなく、言語文化・日本語教育の立場か

らも多様な文化的背景をもつ子どもの家庭との連携の研究がおこなわれている。南野（2014）は、多様な文化的背景をもつ子どもの保育において、家庭的保育事業の特徴を生かした、個々のニーズに応じた支援の可能性を見出し、保護者の選択肢となり得る体制づくりと、保育者が多様な文化的背景をもつ子どもの保育に関する知識や技術を身に着ける必要性を指摘している。杉本他（2019）は、日本語教育の観点から、一自治体の保育者を対象とした質問紙調査を実施し多様な文化的背景をもつ子どもの保護者とのコミュニケーションにおける保育者の捉える「問題」とその支援の可能性を明らかにしている。保育者は主に口頭でのコミュニケーションを行っており外国人保護者に日本語会話能力を求めていること、定型会話の提示、やさしい日本語の使用、子どもの言語習得についての理解促進の機会の必要性を指摘した。また、藤原（2022）は、保育者が困難さを感じているコミュニケーション場面の分析から、行政による、通訳派遣、資料の多言語化、翻訳ツール導入と使い方支援、多文化保育の情報収集システム構築が必要であるとし、保育者は優しい日本語の有用性を意識し、文化的背景の違いを意識したコミュニケーションを心がける視点をもつことが必要であるという。井濃・井出（2020）は、園と保護者の「共通「言語」のなさを相互理解の「壁」と感じる言語イデオロギー」により、相互を「わかりあえない」存在ととらえる前提意識が、強化・膠着している構造があることを明らかにしている。内海他（2023）は、多様な文化的背景をもつ子どもの保護者が連絡帳によって園と主体的にコミュニケーションをとることで信頼関係を築けることを目的とし、連絡帳を書くための支援サイトの成果と課題を報告している。岸本・武藤（2022）は、多様な文化的背景をもつ保護者支援において、言語コミュニケーション支援は翻訳機等のみでは解決できない実態があり、保護者の気持ちの理解が必要であること、就学・就学以降を見据えた支援方策の構築が課題であり、そのために、保護者同士の関係づくり、多様性の理解の促進が必要であることを指摘している。

以上のように、家庭との連携が、支援する一される関係を越えたパートナーシップの関係として求められる中、増加傾向にある多様な文化的背景をもつ子どもの保育における家庭との関わりにおける保育者の困り感や課題が明らかにされつつある。保育者の困り感の解決とともに、保育者と家庭のパートナーシップの関係性を目指すには、保育者と家庭とのコミュニケーションの実態を把握し、パートナーシップの関係性構築の課題や可能性を見出すことが必要だろう。以上をふまえ、本稿では、多様な文化的背景をもつ子どもの家庭との連携の実際に関する調査データおよび先行研究をもとに、パートナーシップの関係性へと発展するための課題と可能性を探ることを目的とする。

## 2 方法

厚生労働省の調査報告（2021）および寺見他（2024）による調査結果から多様な文化的背景をもつ子どもの保育における家庭との連携の実態を整理し、パートナーシップの関係性構築への課題を考察する。寺見他（2024）の調査は以下の手続により実施されている<sup>1)</sup>。

- ・調査方法：質問紙法（Google form による）
- ・調査対象：近畿地区の全保育所、認定こども園、小規模型保育所に質問紙調査協力依頼

書を送付、同意を得た保育者 228 園。

・手続き：調査協力同意書の返送があった園に、質問紙 URL と QR コードを記載した用紙を郵送して実施した。

同調査における質問項目のうち、本稿では外国にルーツのある保護者に対する支援に関する項目に限定して取り扱う。

### 3 結果と考察

本節では、多様な文化的背景をもつ子どもの保育における家庭との連携の実態について、厚生労働省による調査報告（2021）および寺見他（2024）による調査結果から整理し、パートナーシップの関係性構築への課題を考察する。

#### (1) 多様な文化的背景をもつ子どもの家庭との連携のための取組の実態

乳児保育における家庭との連携についての保育者を対象とした調査<sup>1)</sup>（寺見他 2024）において、多様な文化的背景をもつ子どもの保育における子どもと家庭とのコミュニケーションに関する質問を設けた。対象は近畿地区の保育所、認定こども園、小規模型保育所の保育者であり、228 園の保育者からの回答が得られた。同調査では、回答のあった園 228 園のうち、0・1・2 歳児での外国にルーツをもつ子どもの現在の受け入れ状況は、45.2%（n=103）、過去に受け入れた経験がある園は 25.0%（n=57）、受け入れたことのない施設は 29.8%（n=68）であった。受入れ経験のある施設が 67.2% となり、この結果は 0・1・2 歳児に限定されているものの、先行研究（厚生労働省 2019、石井他 2020）における報告での受け入れ割合と同様、7 割近い園での受け入れがある現実を示している。

受け入れ経験のある園での、多様な文化的背景をもつ子どもとのコミュニケーション方法を問う質問を、「日本語」「ジェスチャー」「子どもの母語」「その他」についての 5 段階評定（よくする、時々する、する、あまりしない、しない）で回答を求めた結果、平均値では「日本語」（4.53）、「ジェスチャー」（3.75）、「子どもの母語」（2.48）の順で高かった。

保育における配慮・援助の内容を問う質問では、平均値が高い順に、「他の子どもたちとの関わり」（4.07）、「日本語をわかりやすく伝える、日本語を覚えること」（3.98）、「日本文化や日本の保育文化に慣れること」（3.55）、「多文化の子どもの母語・母文化を知る」（2.81）、「多文化の子どもの母語・母文化を保育に取り入れる」（2.54）であった。これらの結果からは、保育者は多様な文化的背景をもつ子どもたちの保育において、コミュニケーションをとるために、わかりやすい日本語やジェスチャーを取り入れる工夫等を行うことを基本としていることがうかがえる。だが、日本語だけでなく、子どもの母語や母文化をコミュニケーションや保育に取り入れることも実施されていることから、具体的な母語の取り入れ方や、母文化の保育への取り入れ方の事例を収集することで、園間での好事例の共有が可能になるだろう。

次に、子どもの家庭とのコミュニケーション内容に関する質問では、「子どもの体調」「持ち物や行事の説明」「保育での子どもの様子と家庭での子どもの様子」「家庭での子育て文化や習慣」「子どもの発達について」「その他」の項目で 5 段階評定の回答を求めた。その結果、

平均値が高いのは、「子どもの体調」(4.63)、「持ち物や行事の説明」(4.58)、「保育での子どもの様子と家庭での子どもの様子」(4.56)、「子どもの発達について」(4.46)、「家庭での子育て文化や習慣」(4.21)の順であり、子どもの家庭での子育て文化や習慣についてコミュニケーションを図る頻度は低く表れている。

また、家庭とのコミュニケーション内容の必要性を問う項目では、上記コミュニケーション内容に加え、「保護者の子どもに対する教育方針」「保護者が保育に期待すること」が加えられた。その結果、必要度が高いと考えられている順に、「子どもの体調」(75.0%)、「持ち物や行事の説明」(67.1%)、「保育での子どもの様子と家庭での子どもの様子」(72.4%)、「子どもの発達について」(63.2%)、「家庭での子育て文化や習慣」(54.8%)、「保護者の子どもに対する教育方針」(50.0%)、「保護者が保育に期待すること」(46.1%)となった。教育的観点からのコミュニケーションを図っていくためには、日々の子どもの体調や様子を伝えあうことにより発達の姿を共有しながら、家庭の子育て文化や保護者の教育方針、保育への期待を知るプロセスも必要となるだろう。さらに、子どもの様子をどのように伝えているかについても注目が必要である。保育のねらいに対して子どもがどのような学びの姿を表しているのかを十分に伝えるためには、言語サポートだけでなく、保育者に教育的観点から意図的な情報共有を行う力が備わっていることが必要である。

「家庭での子育て文化や習慣」については、コミュニケーションを図る必要性が認識されているものの、実施度は他の項目よりも低い。コミュニケーションが必要だと認識しているが行われない要因、必要性が低いと考えられている背景を探る必要がある。そこで参照できるのが、多様な文化的背景をもつ子どもの保育において必要なサポートを問う質問である。この質問では、保育者が必要とするサポートは、平均値の高い順に「子ども・保護者との言語コミュニケーションのサポート」(4.39)、「相談できるしくみ」(4.37)、「子どもの母語や母文化について学ぶ機会」(3.89)、「他の園や海外での実践事例等について学ぶ機会」(3.58)の結果となった。多様な文化的背景をもつ子どもの母語・母文化を学ぶ機会や、他の園での実践事例への関心もち、家庭とのコミュニケーションが行われるようになるためには、まず、保育者が直面している言語コミュニケーションの支援体制の基盤整備が急務であることがうかがえる。

厚生労働省の令和2年度「外国籍等の子どもへの保育に関する調査研究」(実施主体 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)(2021)では、保育所等における外国籍等の子ども・保護者を対象とした取組の実施状況が明らかにされている。「スマートフォンで翻訳アプリを利用している」(17.0%)が実施の割合が高い取組として報告されており(p141)、通訳や翻訳機器活用以外の工夫として実施の割合が高いものは「わかりやすい日本語やイラスト、ジェスチャー等の使用」(46.5%)、「宗教や生活習慣の違いへの配慮」(26.7%)となっている。保護者支援の内容を問う項目では、「保育に関するルール・認識の違い等への配慮」(23.8%)や「入園手続に必要な資料の翻訳」(16.4%)、「日々の保育で必要な資料の翻訳」(14.8%)の実施の割合が高いことが報告されている。「保育に関するルール・認識の違い等への配慮」の具体的内容(自由記述)には、日々の対話・面談を通して子育て環境づくりへの考え方や習

慣の違い等を理解し、日本での環境づくりを共に模索すること、家庭での生活習慣やコミュニケーションの取り方などを知り、保育に取り入れること、協力依頼の理由を丁寧に伝え、協力時には感謝を伝える、子どもの姿を伝えるために分かりやすく工夫すること、母国語を大切にしてもらうことを保護者に伝え、家庭での使用言語について保育者が理解することなどが挙げられている (p150)。保護者とのコミュニケーションにおいて、翻訳やわかりやすい伝え方の工夫を行うとともに、子どもの文化への配慮や日本の園文化の理解を促そうとしたり、母語の尊重についての理解を進めたりしている保育者もいる。

寺見他 (2024) の調査および厚生労働省調査 (2021) のいずれの結果においても、家庭とのコミュニケーションにおいて取り組まれていることの中心は、園からの連絡等を家庭に理解してもらう工夫、園生活における子どもの文化への配慮、園の文化の理解促進であると言える。これらの基本的な取組においても家庭との意思疎通のための支援が求められている。多様な文化的背景をもつ子どもの家庭との意思疎通に保育者が困難さを感じずに済む支援が行き届いて初めて、教育的観点からの連携へと進むことができるのではないだろうか。公的な支援体制はどの程度整備されているのか、以下に厚生労働省調査の結果を引用し、課題を検討する。

## (2) 公的支援の状況

厚生労働省調査 (2021) では、前述した保育所等の調査とともに、全国の市区町村の外国籍等の子ども・保護者の支援の実施状況調査も実施しており、1741 市区町村からの回答結果が報告されている。自治体の取組施策を問う大項目は、人員配置等による支援、ICT を活用した言語的支援、資料翻訳等、就学前支援、人材育成・職員教育の 5 つである。調査結果では、各項目とも、回答自治体全体では「特に行っていない」自治体の割合が 8 割以上となっているが、外国人人口比率の高い自治体での実施率は高いことが報告されている (p9)。多様な文化的背景をもつ子どもの在園率が 7 割程度に及ぶ中、支援の取組が行き届いていない現状がある。実施施策として挙げられた項目のうち、言語面のサポート職員の派遣、翻訳機器貸与、資料の多言語化の実施率が高いが、就学前支援や人材育成・職員教育の施策実施率は外国人人口の高い自治体でも実施率は低く (p9, p106-110)、現時点では、何等かの施策を実施している場合も受け入れ時や日々の情報共有への対応にとどまっており、就学を見通した支援や専門的知識等を得る機会に限られていることがうかがえる。施策を実施している自治体においても、例えば林 (2023) で指摘したように、自治体が発行している保育者向けの基本単語集の存在を知らない保育者が多いという現実もあり、実際に機能しているのかの検証が必要であるだろう。

## (3) 家庭とのパートナーシップの関係構築への課題

保育の最前線にいる保育者は「困り感」を抱えながらも様々な工夫等試行錯誤をしている状況にある (石井他、2020)。公的施策は実施され始めているものの、保育者の困り感を解決するには不十分な状態にある。試行錯誤の内容は同調査および寺見他 (2024) の報告にある通り、意思疎通と文化への配慮・園文化の共通理解が中心となっている。家庭との連携にお



いては、体調、持ち物等の情報共有、その日の姿の共有が中心となっており、子どもの就学等も見通した教育的観点からの連携にまだ十分には至っていない現状がある。その背景には日常のやりとりにおける言語面での意思疎通の課題があり、言語コミュニケーションにおける支援が必要とされる実態がある。例えば寺見他（2024）調査の質問項目にある、家庭の教育方針といった抽象度の高い内容についての意思疎通はさらに困難を伴うことが考えられる。もう一点、厚生労働省調査の保育所を対象とした質問紙調査の自由記述においても見られる、保護者と日本語の意思疎通ができると保育者の困り感が少ないという点にも注目が必要だろう。日常のやりとりにおいて保育者が困らないことによって、子どもの就学以降を見通した教育的関わりの必要性が見えにくくなってしまわないだろうか。公的支援整備とともに、多様な文化的背景をもつ子どもへの教育的関わりの必要性を保育者が理解するための学習機会も必要となるだろう。公的支援整備において、自治体に全て委ねるのではなく、多文化共生に関する専門知を有する社会資源との連携のしくみの構築も必要となる。多様な文化的背景をもつ子どもの保育における家庭との連携での目下の主眼は、コミュニケーションの方法の支援に置かれており、それが解決されていない状況にあるわけだが、パートナーシップの関係性構築を目指す時、どのようにコミュニケーションをとるのか、どのように連携するのか、という方法への注目だけでなく、何のために、何についてコミュニケーションをとり連携するのか、という連携の目的と中身への注目が必要ではないだろうか。その糸口は、先に引用した調査報告の中に見出せる。

#### （4）家庭とのパートナーシップの関係性構築への可能性

前出した厚生労働省の調査（2021）において、保育における取組についての項目のうち、回答した割合の少ない項目に注目することで、パートナーシップの関係性構築の糸口が見える。以下の項目については回答した割合は少ないが一定数の実践がなされていることがわかる。「子どもの母語による声かけ」は10.9%、「各国の文化をお互いを知るための取組」は7.3%、「保育所内の表示の多言語化」は3.9%にとどまっている（p146）。「子どもの母語による声かけ」の具体例（自由回答）では、「保護者からお気に入りの歌や言葉などを聞いた時には保育中にその言葉を投げかけてみたり、歌ったりしている」ことや、子どもの母国語が話せる保育士が母国語のほうが理解しやすい子どもに母国語で話しかけることなどが挙げられている（p147）。「各国の文化をお互いを知るための取組」の具体例では、対象児の母語を学ぶこと、保護者にその国の文化の食べ物を調理してもらい、対象児の母国とオンラインで交流すること、イラストや写真で紹介したり遊びを取り入れたりすることなどが挙げられている（p148）。多様な文化的背景をもつ子どもの母語・母文化を保育に取り入れる取組が少ないながらも実施されている。この取組のために必要となるのは、保育者が当該児の母語・母文化を学ぼうとすることである。学ぶために最も身近に協力を得られる存在は、子どもの保護者である。上記具体例にみられるように、保護者に歌や言葉を教えてもらい、保育に参加してもらいなど、保育者が保護者から学ぶという関わりである。この関係性は、「支援する保育者—支援される保護者」の関係性を越えた、学びが生まれる関係性であると言える。多様な文化的背景をもつ子

どもの保護者との関わりにおいて、保育者は情報を伝えることが中心となっており、保護者の声を聞くことの必要性が指摘されている（和田上、2021、藤川・田邊 2021）。保護者から学ぶということは、保護者の声を聴くことでもあり、聴くだけではなく聴いたことを保育に反映するという展開を伴う。パートナーとしての「保護者の保育への積極的な関与」への糸口は、ここにあるのではないか。

多様な文化的背景をもつ子どもの育ちを支えるための保育者と家庭のパートナーシップの関係性構築の糸口へたどりつくには、保育者が鍵となってくるだろう。第一に、保護者を支援の対象として捉えるだけでない、子どもの育ちのための学びへの協力者として捉えることである。これは和田上（2021）らの指摘した、伝えるだけでなく聴く姿勢、に重なる。例えば、子どもが家庭で歌っている母国語の歌を保護者から教えてもらい、それを保育に取り入れることにより、保育者の保護者の捉え方は新たになり、保育実践にも変化をもたらされる。第二に、子どもの権利保障の観点から、保育の場は多様な文化的背景をもつ子どもの文化・言語が尊重される場であることへの理解、第三に、保護者とのコミュニケーションの目的と内容の理解である。就学以降の育ちを見据えた、教育的な観点からの連携の必要性の理解にもとづいた、保育の意図と子どもの姿の共有、保護者の教育観の共有等の実践である。第四に、多様な文化的背景をもつ子どもの存在により、周囲の子どもたちが多様性を積極的に受け入れる機会となるための保育内容への展開、これらが保育者に備わっている必要があるだろう。そのためには、意思疎通支援にとどまらない、多様な文化的背景をもつ子どもの保育について、保育者が学ぶことのできる機会が不可欠である。先に引用した厚生労働省調査（2021）において、保育者が困り感をもつ背景要因として最も多く回答があったのが、多文化保育についての知識や情報がないことである。多様な文化的背景をもつ子どもとその家族を保育の場で受け入れることによって保育者に必要となるのは、単なる意思疎通方法の支援だけでなく、子どもとその家族がかねらの文化を尊重されながら安心して日本で生活する権利を保障し、子どもが健やかに育つための援助を行うために必要な学びの機会である。保育者がたちまち直面する日々の情報交換での困り感解決がゴールではない。子どもの育ちを見据えて教育的な観点からどのような連携が可能になるのか、保護者から学ぶという連携の形によりもたらされる恩恵は当該児だけでなく周囲の子どもたちの学びにもなり得ることに保育者がより自覚的になることで、パートナーシップの関係性構築に向けての歩みが進められる。

#### 4 結語

以上、多様な文化的背景をもつ子どもの保育における家庭との連携の実態から、パートナーシップの関係性構築に向けた課題と可能性について検討した。検討の結果、保育者にとって必要なことは、解決が急がれているコミュニケーション方法の課題の前提となる、支援の対象としての保護者観を超えた保育実践のための協力者としての捉えと保護者から学ぶ姿勢、連携の目的と教育的な観点からの連携の必要性についての理解であることを指摘した。その実現のためには、保育者が多文化保育について学ぶ機会の保障と意思疎通の公的支援の整備が基盤となる。これらの指摘点は、多様な文化的背景をもつ子どもの家庭との連携にのみ言

えるものではなく、広くすべての子どもの家庭との連携においても当てはまることは多いのではないだろうか。現在実践されている家庭との連携方法は様々であるが、保育の質向上のためにパートナーとしての保護者の保育への積極的関与が求められる中、何のために連携し、何を共有するのかを、連携の目的とその内容・方法を吟味しながら連携のありかたを新たにしていくことが求められる。佐藤他（2023）は、パートナーシップの関係構築を目指すための保育者向けワークショッププログラムを開発・検証し、パートナーシップについて学ぶ機会によって、保育者の「パートナーシップ的態度の向上と深い理解をもたらした」と報告している。実践を新たにし、質を向上させるためには、実践者である保育者の学びが鍵となる。制度・政策的基盤の整備とともに、関連する社会資源や保育研究者の貢献も求められる。

## 注

- 1) 本調査は神戸松蔭女子学院大学倫理審査委員会の承認を得て実施したものである。  
(承認番号：2022 松蔭倫研 -004)

## 文献

- 藤川純子・田邊正明（2021）発達障害児を育てる外国人保護者に対する支援の研究（1）－南米出身保護者へのインタビューからの考察－．三重大学教育学部研究紀要．72, 教育実践, 489－504.
- 藤原安佐（2022）日本語を母語としない保護者とのコミュニケーション：北海道 A 保育園の調査から支援の在り方を考える．日本語・国際教育研究紀要．25, 45-67.
- 林悠子（2020）外国につながる子どもの保育における家庭との連携の課題．神戸松蔭女子学院大学教職支援センター年報, 5, 21-31.
- 林悠子（2021）外国につながる子どもの保育における家庭との連携の課題：子どもの言語発達の視点から．神戸松蔭女子学院大学研究紀要, 2, 67-81.
- 林悠子（2023）保育者の見解から見る多文化保育における困り感の文脈．神戸松蔭女子学院大学研究紀要．4, 193-204.
- 井濃内歩・井出里咲子（2020）保育園と外国人保護者のコミュニケーション　ことばを問い、フィールドとかがわる言語人類学的実践研究．言語文化教育研究, 18（0）, 61-81.
- 石井章仁・林悠子・韓在熙・三井真紀・松山有美（2020）「多文化保育とその研修に関実態研究－保育者の『困り感』に注目して－.『2019 年度保育士養成研究所報告書』, 19-31.
- 勝浦眞仁・上田敏丈（2021）保護者支援における保育士の抱える困難感のフェーズを探る－保育士による保護者支援のための文献研究桜花学園大学保育学部研究紀要, 24, 35-50.
- 岸本美紀・武藤久枝（2022）幼稚園・保育園（所）における外国籍の保護者に対する支援－

- 保護者の気持ちの理解や工夫に焦点を当てて－. 岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究紀要, 55, 13-21.
- 厚生労働省 (2019) 令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査研究事業報告書 (実施主体 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング). [https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai\\_200427\\_1\\_1.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai_200427_1_1.pdf) (情報取得 2023/10/31)
- 厚生労働省 (2021) 令和2年度「外国籍等の子どもへの保育に関する調査研究」((実施主体 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング) [https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai\\_210426\\_16.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210426_16.pdf) (情報取得 2023/10/31)
- 厚生労働省 (2018) 保育所保育指針解説書. フレーベル館
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 (2021) 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業外国籍等の子どもへの保育に関する調査研究報告書. <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000861873.pdf> (情報取得 (2023/11/4)
- 文部科学省 (2018) 幼稚園教育要領解説書. フレーベル館
- 文部科学省 (2020) 外国人幼児等の受入れにおける配慮について. [https://www.mext.go.jp/content/20200306-mext\\_youji-000005738\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200306-mext_youji-000005738_01.pdf) (情報取得 2023/10/31)
- 文部科学省 (2019) 外国人児童生徒受入れの手引き. [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm) (情報取得 2023/10/31)
- 文部科学省 (2019) 外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告～日本人と外国人が共に生きる社会に向けたアクション～. [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kokusai/ukeire/1417980.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/ukeire/1417980.htm) (情報取得 2023/10/31)
- OECD (2012) OECD 保育の質向上白書－人生の始まりこそ力強く：ECEC のツールボックス Japanese language edition, Organisation for Economic Co-operation and Development. Paris, and Akashi Shoten Co, Ltd., Tokyo 2019
- 咲間まり子 (2020) 保育者のための外国人保護者支援の本. かもがわ出版.
- 佐藤朝美・城戸楓・野澤祥子・山内祐平 (2023) 園と家庭のパートナーシップの関係性を再考するオンライン・ワークショップの実践と効果の検証. 日本教育工学会論文誌, 46, 41-44.
- 社会福祉法人日本保育協会・咲間まり子 (2022) 「外国につながる子ども」の保育と保護者支援に使える 外国語例文・絵カード集. ぎょうせい.
- 島津礼子 (2014) 幼稚園の「保育参加」における学びの生成について. 保育学研究, 52 (3), 344-354.

寺見陽子 (2022) 「乳幼児の保育・教育における保育者と保護者のパートナーシップに関する考察：0・1・2歳児を考える」神戸松蔭女子学院大学教職支援センター年報, 7, 11-23.

寺見陽子・小椋たみ子・北野幸子・林悠子 (2024) 保育所・認定こども園・小規模型保育所における0・1・2歳児の保育とその保育における保護者・家庭と園・保育者との連携に関する調査 保育者対象アンケート調査結果報告書. (印刷中)

和田上 貴昭 (2021) 外国にルーツのある保護者への支援—保育所保育士の調査から—. 子ども家庭福祉学. 21, 1-10.

## 付記

本研究は、2020年度科学研究費（基盤研究C）『家庭養育と乳児保育の質の向上を促す家庭と乳児保育の連携プログラムの開発』（課題番号 20K02643：研究代表者寺見陽子）の助成を受けたものである。

(受付日：2023. 11. 10)